

197 / 年第 88 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 6月29日(第8日目) 午前10時6分開議
午後4時49分散会

2. 出席議員(20名)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 祖 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 菅 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安 次 高 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 棚 原 憲 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 藏 清 次 郎 |

3. 欠席議員(2名)

9番 菅里敏行 16番 武島行男

4. 議事説明員

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 市 長 崎 岡 健一郎 | 助 役 沢 紙 安 一 |
| 収 入 役 貝 屋 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 藏 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 郡計課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消防長 大 川 昇 |
| 固定資産 評価室長 武 島 正 孝 | 代 理 菅 城 清 康 |

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 水道部長 | 仲村春盛 | 営業課長 | 奥里得弘 |
| 会計課長 | 天久実 | 工務課長 | 金城健栄 |
| 教育委員 | 知念俊吉 | 副委員長 | 仲本正重 |
| 委員 | 石川栄良 | 委員 | 比嘉意永 |
| 委員 | 石官成豊吉 | 教務長 | 比新城政信 |
| 会計係 | 知花栄幸 | 事務主事 | 比新村清吉 |

5. 事務局出席者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 末吉健男 | 庶務係長 | 照屋毅 |
| 議事係長 | 島袋真由 | 書記 | 仲村春夫 |
| 書記 | 比嘉定治 | | |

6. 議事日程(第 8 号) 1971年6月29日(火曜)

| | |
|-------|--------------|
| 日程第 1 | (日程表は別紙のとおり) |
| | |
| 日程第 2 | |
| | |
| 日程第 3 | |
| | |
| 日程第 4 | |
| | |
| | |

第37回宜野湾市議会定例会議事日程表(第2号)

1977年6月29日(火)午後7時

開 議

- 日程第1 議案第27号 予算の繰越について(一般会計)
- 日程第2 議案第28号 予算の繰越について(養老金会計)
- 日程第3 議案第29号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について(総務委員長報告)
- 日程第4 議案第30号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第5 議案第31号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第6 議案第32号 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例について(総務委員長報告)
- 日程第7 議案第33号 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の特例に関する条例について(総務委員長報告)
- 日程第8 議案第34号 宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服勞等に関する条例の一部を改正する条例について(総務委員長報告)
- 日程第9 議案第35号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について(総務委員長報告)
- 日程第10 議案第36号 宜野湾市土地区画整理第二地区留算金特別会計条例について(建設委員長報告)

- 日程第11 議案第37号 1977年度宜野湾市土地区画整理第二地区留算金特別会計予算(建設委員長報告)
- 日程第12 議案第38号 宜野湾市水道企業職員の給与の増減及び基準を定める条例の一部を改正する条例について(建設委員長報告)
- 日程第13 議案第39号 通学路設置について(建設委員長報告)
- 日程第14 議案第40号 宜野湾市児童手当支給条例について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第15 議案第41号 宜野湾市管住宅設置および管理条例の一部を改正する条例について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第16 議案第42号 宜野湾市屠場の設置および管理に関する条例について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第17 議案第43号 甘蔗税込機購入助成について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第18 議案第44号 宜野湾区教育委員会学校給食共同調理場設置規則の一部を改正する規則について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第19 議案第45号 宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第20 議案第46号 宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について(経済民生委員委員長報告)
- 日程第21 議案第47号 宜野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規則の一部を改正する規則について(経済民生委員委員長報告)

議 決

定刻に於ては10月3日の付、只今到 第28回定
期市議会定例会第8日目の本会議を開き、
定足数に達し10月3日の付、議会は成立した
り10月3日。(午前10時6分)

議 決

本日の日程は初予定に照しおのり3日
の日程の第8号の通り進めおのり3日。

議 決

休憩1日(午前10時7分)

再開1日(3日(午前10時20分)

議 決

日程第1 議案第57号 予算の繰越に
ついて工程1日3日。

議 決

本案に対する理事者の趣旨説明を求め3日。

総務課長

議案第57号 予算の繰越に
ついて説明申し上げ3日。1971年度
市一般会計予算中利表の通り、
1972年度に繰越して使用した
ものの議会の議決を求め3日
と思3日。4款の土木費1項の
道路橋梁費、予算前舗装
道路工事の63,736千円、
雨水工事費の43,100千円
3項の下水道工事費、1月の
調電費の10,095千円

又自の下水道事業費1,800万円、中水から7款の産業経済費、1項の産業振興費、15日の道路新設改良費4,690万円、合計1億1,234万2千円に中水、新しい予算形式に移すこと、新年度から4款の土木費が8款に移すこと、中水から7款の産業経済費が6款の方の中水の中水に移すこと、新年度から新しい予算形式の中水繰り入れり中水すること、その加えその説明申し上げること、師がご意見をいただき所望疑問に回答したいことと思っております。よろしく所審議を願ひいたします。

議 長

本業に対する質疑を許します。

議 長

質疑もその様いありたい、質疑を認めるべく所望議ごさいおせんが。

議 長

所望議ごさいおせんが、質疑を総り討論に入ります。

議 長

本業に対する討論を求めます。

議 長

討論を省略したいことと思っておりますが、所望議ごさいおせんが。

議 決

即興議の5の1の件、討論を省略し
たし、表決に付した。日。

議 決

議案第57号予算の繰越に付し、表決に
付した。原案の通り可決した。即興議の
5の1の件。

(異議なし)

議 決

即興議の5の1の件、原案の通り可
決した。表決に付した。日。

議 決

次の日程第2号予算の繰越に付し、(巻頭
合計)の上程に付した。日。
本案に対する附帯事項の趣旨説明を求めた。日。

農林課長

議案第58号予算の繰越に付し、即説明申
上げたいと思つた。日。
1971年度省科庁予算の研究所等特別会計
予算中、下水道及び公営住宅の1972年度予算に繰
越使用に付し、議会の議決を求めた。日。
その説明に付した。1款1項3目4節の工
事請願費の24水41号、その日、契約が7月16日
に付した。10日。尚、下水道工事の23水、事業

執行の15日から30日位は通水は和らぎます。繰越使用はしないと思っております。

水から次の消耗品の遠找購入と出荷用資材とを。水はバックヤードの遠找購入とあり。水から備品のバイカルポンプの2台の繰越はあり。水から需電費の通信運搬費は、水は原料の遠找輸送費の2分の1繰越はしないと思っております。即ち諸君を12分と12分と思っております。

議 決

本議に対する質疑を許します。

議 決

休憩12分(午前10時25分)

再開12分(午前10時29分)

議 決

外に質疑もなされるが、質疑を終るまで、即ち異議ございませぬ。

(異議なし)

議 決

即ち異議ございませぬ、質疑を終り討論に入ります。

議 決

討論も有略はしないと思っております。即ち異議

ごごいおせん。

(異議なしとす)

議 案

即異議ごごいおせん。討論を省略し決
(3)1. 表決に付し可決。

議 案

議案第58号予算、繰越に付し(巻込金)
を表決に付し可決。

原案の通り可決すべく即異議ごごいお
せん。

(異議なしとす)

議 案

即異議ごごいおせん。原案の通り可決
すべく決し可決。

議 案

次の日程第3. 議案第21号 富野済市職員定
数条例の一部を改正する条例に付し。

日程第4. 議案第22号 富野済市報酬及び
費用弁償条例の一部を改正する条例に付し。

日程第5. 議案第23号 富野済市職員給与
に付する条例の一部を改正する条例に付し。

日程第6. 議案第25号 議事会の議決に付す
べき契約及び。此等を取扱又の如令に付し

条例に付す。

日程第7. 議案第26号 議会の議決に付す
契約及び明書の取得又知命に關する条例の
特例に關する条例に付す。

日程第8. 議案第28号 前野津市消防職員
の定員、任免、給与、服制等に關する条例の一部を
改正する条例に付す。

日程第9. 議案第29号 前野津市程条例の一
部を改正する条例に付す。

以上7案件に關しては、6月11日の本会議に於き
て、総務常任委員会の方で審査を付託
してありしが、審査を終了して、報告
書が添付してあり。一併7案件に對する
総務常任委員会の報告を附記してあり。

総務委員会

7案件一括審査に付すことになり、一
括して報告申し上げる。

報告書に添付する様、7案件に關して
総務委員会で、当局列の資料、尚本市並に
政府の資料を以て取り、慎重に
審査を付託してあり。

その結果、6案件に關しては、原案通り可決す
べしとあり、1件は決意を以て取り、

その理由を以てあり、その中が水少と問題の
あり、このも、全般的に、是等とあり、採
結論に達して取り、特にその中
報酬の問題、当局の提案、趣旨説明あり
1. 安志川、浦添、前野津、大体人口規模、

株の立場から、本議案に反対は、否決すべきで、
 ありという株の結論に至る次第はございませぬ。
 尚、我々の限りは、或いは与えられた審査期限内の
 の審査に反対は、十分検討しなかりませぬ
 ございませぬ。尚、疑義、更に疑問の案がござい
 ますから、皆人方の所説に回答せられたら
 一、所説明を申し上げたいというふうな考えは
 次第はございませぬ。
 以上はただ簡単はございませぬ。が、いつ
 せん、その条件にかいて所報がえられたら思
 います。

議 案
 7条件に對する、質疑を許します。

議 案
 外、質疑はありせんか、総務部は委員分付
 してあります。7条件に反対は、安全
 長報告の通りであります。
 別にほつれば、質疑も終りたと思
 います。即
 興議のございせんか。

(興議はしとす)

議 案
 即興議のございせんか、質疑を終り委員
 の報告も終ります。

議 長

日程第3. 議案第21号 富野済市職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を決定するに
関し、討論を求めらる。

議 長

討論を省略せしめしむと思ひます。仰異議
ございせんか。

(異議なしと承る)

議 長

仰異議ございせんか。討論を省略いた
し、表決に付しむ。

議 長

議案第21号 富野済市職員定数条例の一部を改
正する条例の施行期日を決定するに
関し、原案通り可決するに
関し、仰異議ございせんか。

(異議なしと承る)

議 長

仰異議ございせんか。原案通り可決するに
関し、決定いたしむ。

議 長

次に日程第4 議案第22号 富野済市報酬及休

市用并費条例の一部を改正する条例にかいての
討論を求めた。

議 長

討論を省略したいと思っております。即ち異議ご
さいなさい。

(異議なしの手が)

議 長

即ち異議ごさいなさい。討論を省略し
たいので、表決に付しよう。

議 長

日程第4、議案第22号、富野湾市報酬及び市用
并費条例の一部を改正する条例にかいて表決に付し
よう。

議 長

原案通り可決するべく、即ち異議ごさいなさい。

(異議なしの手が)

議 長

即ち異議ごさいなさい。原案通り可決する
べく決意をいたしう。

議 長

次日日程第5、議案第23号、富野湾市職員給与

に附する条例の一部を改正する条例に付すの
討論を求めます。

議長

討論は省略を以てしたいと思はれますが、御
異議ございませんか。

(異議なしと承知)

議長

御異議ございませんか、討論は省略いたし
たい。表決を行います。

議長

日程第5、議案第23号 富野市職員の給与
に關する条例の一部を改正する条例に付すに
關し、原案通り可決するに付し、御異議ござい
ませんか。

(異議なしと承知)

議長

御異議ございませんか、原案通り可決する
に付し、決定いたします。

議長

次に、日程第6、議案第25号 議会の議決に
付すべき契約の成立の取得又は処分
に關する条例に付する討論を求めます。

議 長

討論も省略せしめし。表決に移す。
と申しあげ、即興議ごぞいません。

(興議はしこす)

議 長

即興議ごぞいません。討論を省略せしめし。表決に移す。

議 長

議案第25号、議会の議決に付する
果樹及び果物の取得又は処分に関する条例
の1を表決に移す。

議 長

原案通り可決するべく、即興議ごぞい
ません。

(興議はしこす)

議 長

即興議ごぞいません。原案通り可決す
るべく、決意せしめし。

議 長

次日日程第7、議案第26号、議会の議決に付
する果樹及び果物の取得又は処分に関する
条例の特例に関する条例の1、の討論を終了す。

議 長

討論を省略いたします。表決に移ります。ご意見を伺います。

(異議なし(40分))

議 長

ご意見を伺います。討論を省略いたします。表決に移ります。

議 長

議案第26号、議案の議決に付すべし。契約及び取得又は処分に関する条例の特例に関する条例の施行期日、条例の経過措置等に関する事項を定めること、併せて、ご意見を伺います。

(異議なし(40分))

議 長

ご意見を伺います。条例の経過措置等に関する事項を定めること、併せて、ご意見を伺います。

議 長

休憩 12月1日(午前10時50分)
開会 12月1日(午前10時51分)

議 長

日程第8号、議案第38号、直野津市消防職員の定員、給与、服装等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日、条例の経過措置等に関する事項を定めること、併せて、ご意見を伺います。

改正する条例に対する討論を求めた。

議 長

討論を省略したいとし、表決に付したい
と思はります。御異議ございませんか。
(異議なしとす)

議 長

御異議ございませんか。議案第38号富野市
市消防職員ノ定員、任免、給与、服装等ノ関スル条
例ノ一部ヲ改正スル条例ノカキヲ表決ニ付シテ
原案ノ通り可決スルニ付テ御異議
ございませんか。

(異議なしとす)

議 長

御異議ございませんか。原案の通り可決す
るべく決定をいたします。

議 長

日程第9 議案第39号富野市税条例の一部を
改正する条例のカキの討論を求めた。

議 長

討論を省略したいとし、思はります。御異
議ございませんか。

(異議なしとす)

議 案

即興議ごごいよせ人の心、討論を省略し
たし表決に付し可。

議 案

議案第39号 富野湾市税条例の一部を改正する
条例に付し表決に付し可。

原案通り可決するに付し即興議ごごいよせ人
の。

(要議なしとす)

議 案

即興議ごごいよせ人の心、原案通り可決するに
付し表決を以てし可。

以上給付委員会の付託を以てし可と案件は
附いたし可。

議 案

休憩に付し可 (午前10時51分)

再開に付し可 (午前11時4分)

議 案

次の日程第10. 議案第30号 富野湾市土地
区画整理第二地区清算金特別会計条例に付し可。

日程第11. 議案第43号 1972年度富野湾市土地
区画整理第二地区清算金特別会計条例。

日程第12. 議案第46号 富野湾市水道部企業職
員の給与の規程及び標準を定むる条例の一部を改正す

当条例にかゝり。

日程第13. 陳情第13号通学路設置にかゝり。
以上4案件のつとめは、去る6月11日の本会議の
つとめは、建設常任委員会に審査を付託してあり
たこと、審査が終了したことが、報告書から
判ります。一応4案件を一括して建設常任委員
会へ又去る31日、即報告を10日に致します。

建設委員

議案第30号 宜野湾市土地区画整理法ニ依り清
算金特別会計条例にかゝり。

議案第43号 1972年度宜野湾市土地区画整理法
ニ依り清算金特別会計予算にかゝり。

以上2案件にかゝり。関連のことは、2案件
の審査の経過を即報告申し上げます。

当局から関係課長の出席を求めました。審査の
経過は、2日既に事業を終ったこと、

清算金条例のことが判ります。当然設置すべき
ものあり。又予算に対し、是等と認め
る。原案通り可決すべきものと、委員会から決
定は判ります。以上報告いたします。皆様方
の御質疑に回答いたします。

尚、議案第46号 宜野湾市水道部企業職員の
給与の規程及び標準を定める条例の一部を改
正する条例のつとめは、是等と認めらるる理由
から、全案の可決を原案通り可決すべきものと決
定したことは判ります。以上即報告いたします。皆様
方の御質疑に回答いたします。尚、陳情第13号通学路設置にかゝり

議 長

休憩 11時15分 (午前11時10分)

再開 11時20分 (午前11時11分)

議 長

市電議 22 号の件、質疑を終り、尚委員長の報告を終ります。

議 長

議案第30号 市神津市土地区画整理等ニ関スル清算金特別会計条例に關シテの討論を求め付。

議 長

討論を省略せらるゝと思ひます。市電議 22 号の件。

(異議なし)

議 長

市電議 22 号の件、討論を省略せらるゝ。表決を行います。

議 長

議案第30号 市神津市土地区画整理等ニ関スル清算金特別会計条例に關シテの表決を行います。

原案通り可決するべく、市電議 22 号の件。

(異議なし)

議 長

御異議ございませんか、原案通り可決するに
決意いたします。

議 長

日程第11、議案第43号、1972年度富野清市工地区
区画整理第一地区清算金特別会計予算に対する説明
を求めます。

議 長

討論のほかに省略したいと思っております。御異
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

御異議ございませんか。討論を省略するに
決意いたします。

議 長

日程第11、議案第43号、1972年度富野清市工地区
区画整理第一地区清算金特別会計予算について
表決を行います。

原案通り可決するに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長
即興議のざりやせんか。本報の1112原
案通り可決を以て可決す。

議 長
日程第12。議案第46号 宜野湾市水道部企業職
員の給与の種類及び標準を定めた条例の一部を
改正する条例に対する討論を求めず。

議 長
討論のざりやせんか。省略して思ひます
が、即興議のざりやせんか。

(要議なしとす)

議 長
即興議のざりやせんか。討論を省略す
るに可決を以て可決す。

議 長
議案第46号 宜野湾市水道部企業職員の給
与の種類及び標準を定めた条例の一部を改正する
条例の1112を表決に付す。
原案通り可決す。可決す。即興議のざりや
せんか。

(要議なしとす)

議長

所定議程の進行を促す。本議程の進行は原
案通り可決するに決意いたしました。

議長

日程第13. 陳情第13号 通学路設置の件
の討論を求めます。

議長

討論の進行は、省略したいと思っております。
所定議程の進行を促す。

(異議なしと認めます)

議長

所定議程の進行を促す。討論を省略する
に決意いたしました。

議長

陳情第13号 通学路設置の件を表決に付
します。

議長

本陳情の件は採択するに決意し、所定議程の進行
を促す。

(異議なしと認めます)

議 案

所置議ごごのりやんのに、採択するに決
定したるに。

議 案

休憩のりよす(午前11時13分)

再開のりよす(午前11時14分)

議 案

日程第14 議案第34号 宜野湾市児童手当支給条
例のりよす。

日程第15. 議案第35号. 宜野湾市著作権設置及び
管理条例のりよす。

日程第16. 議案第36号. 宜野湾市図書館の設置
及び管理のりよす条例のりよす。

日程第17. 陣情第15号. 甘庶糖の購入のりよす
のりよす。

以上4案のりよすのりよす。去る6月12日の本会議
のりよす。経済生教育常任委員会の方のりよすのりよす
のりよす。報告のりよす。報告書のりよす。報告書のりよす
のりよす。一応4案のりよすのりよす。経済生教
育常任委員会の天久留雄君のりよすのりよすのりよす
のりよす。

経済生教育委員

所報告のりよす。議案第34号. 35号 36号
陣情15号のりよすのりよす。去る6月11日の本会議のりよす
のりよす。本委員会の方のりよすのりよす。報告書のりよすのりよす
のりよす。そのりよす。そのりよす。そのりよすのりよす。

川市町。その後の機械の改良にたいし、相当、各
 市町村とも成果を上げているといふこと。特に読
 谷、西原にたいし、全額読谷にたいし、全額、
 西原にたいし、半額の村の負担もいふこととい
 うこと。ごさいといふこと。本市にたいし、優良農
 村奨励補助規程に基いて、補助すべきところあり
 といふこと。陳情の通り採択してかゝるあり
 といふこと。10.2 年、にたいし補助の段階にたいし
 といふこと。十分の補助を受ける人、或いは管理面
 でうらうらな十分検討して補助をいさぐちの
 ことといふこと。これを附帯意見に付してあつた
 といふこと。以上審査の経過を御報告申し所
 といふこと。御質疑にたいし答へておくと思つてあり
 といふこと。

議 員

只今の委員の報告にたいし、質疑を許しす。

11 番

36号の席巻の使用料の問題にありすこと、
 肥市町におき、経路管にありす。その使用料の状況
 につき御質問にありすこと。若しある人とし
 たり、御報告しす。

経済生活教育委員

参考として、一応、議員から聴取した人ありすこと、
 肥市町村におき、各、採りありすこと。

11 森

課長。肥前所打の状況 使用料の状況について

農林課長。

初答をいまして。資料の持込みのやりかた
のことも、概略が申し上げたいと思っております。
まず、馬の中部地区は大体1ドル位。それから豚
のほうは、北谷、奥玉川、直野津と同じ。それから、
70セントのこともありまして、80セントのことも
あります。そのほかのほうは、外の市町村
にはありません。

それから、一番高いのは、泡瀬農場のほうで
も、同じの様にあります。それから、脱毛機が
あるのは、内部施設があるというところ、だんだん
高くなると思います。

11 森

新しく馬場の管理条例の設置を検討する
つもりです。今後の問題として、今の既設の状
態は十分管理できるかどうか。或いはや
いなば、条例の制定はどうか。それから、
そのほか、お話しします。

経済厚生教育課長。

今の施設は、非常に問題があるというこ
とです。同じように、日本橋の適用された
場合の問題として、非常に施設の改善が
必要であるというところ、或いは食肉センター
についても、やはり、設置もあつて、お話しす

答

その通り話し合ひを致す。

問

その通り話し合ひを致す。と申し
ては、受入水態勢。＝水業者に何かお返しに
なく。受入水態勢をたす中。当局の積極的
に払は確立する必要がたす。持て今の
需給が不足中。公害があるところから、水質
の問題もありたいけれども、その公害関係
が不足する。その不足をたす。今後の南
海奨励。或いは養殖業者の利便をたす。そ
の現在の施設をたす。＝水から生かす
いくという立場をたす。積極的に払は、その
誘致態勢。受入水態勢をたす。今準備
したところから、いつか市野野口取
り残す水。その外へは、その持てた水
をたす。その水は、そのたす。そのたす
そのたす。そのたす。そのたす。そのたす。

答

その通り話し合ひを致す。と申し
ては、受入水態勢。＝水業者に何かお返しに
なく。受入水態勢をたす中。当局の積極的
に払は確立する必要がたす。持て今の
需給が不足中。公害があるところから、水質
の問題もありたいけれども、その公害関係
が不足する。その不足をたす。今後の南
海奨励。或いは養殖業者の利便をたす。そ
の現在の施設をたす。＝水から生かす
いくという立場をたす。積極的に払は、その
誘致態勢。受入水態勢をたす。今準備
したところから、いつか市野野口取
り残す水。その外へは、その持てた水
をたす。その水は、そのたす。そのたす
そのたす。そのたす。そのたす。そのたす。

そのうちがかりにあらは、議令のらも一応
は議議のしりたり。次第の予算一応一
考慮に入れたいと考之たり。

11 番

今、予算の問題にらなりたり。中々、
市会、今、この様に、又、さういふ、
の中、一、中、さういふ、当初、予算、
も、収穫時期を、向、合、何、
松、の、対策、予算措置、十分、
さう考之たり。と、さういふ、
収穫時期、何、
ら、
さういふ、
松、
さういふ、

市 会

一、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、

11 番

一 心の了解しよう。牛の代り一ツ早の種
金に力い。検討して出来るだけ農民の要望に
答える様にしようと思ひます。

18 番

只今の陣情にかゝり。委員長の報告に依り
ます。陣情は号にかゝり神助する相手が
ありしやうと云ふ様な御答弁はございませぬが、
又、搬入材具の事。二か一応便中な事
に始末せず。二か面もせういうふうにな
りしやうと云ふ事。準備は出来て居る。

・ 経済民生教育常任委員会

初めの陳情書によりますと、誰が購入するのかわかりませんが、陳情文の中にはなかつたのであります。我々の審査の過程に於きまして、それが解明されて、あくまでこれは、原料委員が主体になって買うのだと、それで管理面を我々が責任をもってやるのだと、このことでもございまして、問題は生産者を代表して、原料委員が一応そういう面の労働の不足をどうすれば軽減できるかと、非常に今トラック6台、三輪車3台でいたが、ある程度でございまして、それに車向人つけて、キビの出荷中は、常時たすき車と共に働かして、そして移動させることでもございまして、あくまでこの管理は、原料委員が主体になると、このことでもございまして。

今度の補助の対象を原料委員が責任をもってやると、そしてそういう面でも自然と原料委員となることでもあります。

陳情の段階では、まだ陳情者の名前だけ原料委員と運搬人だけの名前で出ておりましたので、どなたが購入するのかわかりしなかつたのであります。我々が審査の過程で、それがはっきり原料委員の方から

購入する人だといふことがはうきりした
のであります。

18番

この陳情者の25、6人ですね。なつて
いますか、一体このうすのつまり方言で
云えば「ウーエーカエエーシな」かど
うか。

経済民生教育常任委員長

その英はですね、トラツクの今、運搬
される方が、9名あるようです。その中
にトラツクが6台、それから三輪車が
3台ですね、あるようです。今
申請になつて13台が、9台要求して
ある中でござりますか、どういふことで
あくまでも9名の原料委員の方が対
象になつて買ふといふことでござります
して、その中のただ9台の中の使用す
る方が1人市外の方がござります。こ
れは補助の対象にならぬ人じ
やないかといふことも検討したので
ありますか、これはキビを運搬する
方が買ふ人じやなくて、原料委員の
方が買ふので、別にそれには、使用す
る自体、車自体は、割り当てなつてあ
ると、その原料区域の地域の中
を運搬する話でありますので
市外の方、これは運搬はあつたのだらう

あくまでもその地域の原料委員の方か買って貸すと"う形をとると"うことでございませう。

18番

趣旨はよく解ります。この場合でよい。搬入期の時裏に於いてこの積込機をしようとする引っぱってあるのかでよい。積込人で工場へ持って行くその時を引っぱって行くのだ。

経済民生教育委員長

"や、そうじゃないです。現場に行く時にある一定の箇所にあるのでよい。原料委員の所にあるので、明日はどこも場所が指定された話でよい。積込に行く時は、そこへ行ってそこで積込んで後は、一定のところに於いて搬入すると又、そこから引っぱって行って、次の現場にという事であります。要は問題は、原料運搬の車がしようとする使つておるといふからこの方々の対象で補助をうけたらいいじゃないかという印象をもうけますが、そうでなくてあくまでも原料委員の方か購入して貸してという、それが非常にきびしい所がある方からは、その料金がノミと取りにくさという段階ははっきりしてはいます。ようであるが、それ、このお荷物

人からは、あの程度原料委員と、それか
ら出荷する人であるが、と打合せ合せて
値段を制定して、トシ当リ「くらと」
面の何か徴収するようは運搬費を
で可也。積込費を徴収して、やると
うようなことではござります。

そうすることによって、このキビを出荷
する人はただとこまで出すと「うだや
」であります。労力は、労力とか、そう
う面は、非常に軽減されると。う結果
になる人じやないかと「う」訳で採択
したのであります。

18番

この積込機について可也、現在まで
大体、4名位「で」積込人で「ります」
4名は「し」5名で可也、そのとこを便
用する場合にどれ位「の」人の数が軽
減されるか。

経済民生教育委員長

これは積込者は、本人は現場まで
おせば、とこで全部向うかやると「う
」ので、その費用とか、トシ当リ「くらと」
うのを出して向うで積込人でもらうと
「う」ことではありますので、何名かやると
「う」ようなことまでは、はっきりしてありま
せん。一応現場までおせば。

経済民生教育常任委員長

立会うというのば、いゝかも知らんが、あ
そらくその種込人がやるという=とて可ので
て可ぬ。

18番

責任を以て積込むという=とて可ぬ。

経済民生教育常任委員長

は、それははつきりしてあります。
それから先程一般質問の段階でもこれは
私からやりまして可ぬ。その時に課長は
予算は配慮してあると云うことは、ありまし
たが、先程市長は、ちよつとあやうと云
うことでありました。只今~~は~~市長からこの
問題はあくまでも原料委員は補助の対
象にならなうので一括して農協に補
助して、それで原料委員がその補助を
農協を主体にして、やった方がいゝんじ
やないかと、市長さんからの連絡がござ
いまして、補助の方法にあきましては、
これはあくまでも非常に問題がありま
して、今のような成果を上げるには、ど
うすればいゝかという=とは、十分農協と
も話し合つて又、当局ともやるべきで
ないかと考へてあります。

議長

休憩いたします。(午前11時51分)

議長
再開いたします（午前11時55分）

1番

この陳情から見た場合に私は大変
この審具に対して、必要だと思つてお
ります。と申しますのは、むしろ陳情者より
必要性を見た場合には、生産農家があつ
とも必要な審具ではなかつたかと思つてお
ります。今先11番さんからの話しにもありまし
た通りキビをかり出して現場まで持ち出し
いざ積込みの場合に一番重労働であり
ます。

これは、キビの刈り出し或いは持ち出しは、
女の手ででもできますが、刈り出しの場合
には、としまりの手でできますが、積込み
の場合に一番困つて又若しくは、別に
仕事に出るし、家にいるものが、殆んど女と
年寄りでありますので、今農家が困つてい
るのは、積込みでありますので、そこで大
変キビ作農家の必要性であるといふこと
を農林課長のご見解を伺ふましたと思
います。

農林課長

お答えいたします。皆様の両方せの通り
でございますけれども、今先き委員長
さんからも報告がありましたように過去4、
5年前に1台購入してこの購入した時、

から14年は順調に使ったんですけれど
 も、後は続かなくて売買するという問題
 まで出て、それを何とかして（聴取不能）
 ふうふうたしたんですか、そのために首野
 渡成は、あっちこっちの部落で施策とし
 て、一応種と機を利用させてみようじや
 ないかと、こう二とで1回か2回位、3ヶ
 部落を回って、似た実例があります。それ
 でその場合は、あんまり積込人が半
 減したんです。それでその後、農
 家のこの問題に対しては、出てこな
 いう形で、私からも前から、京料運
 搬人が1筆入れてやるならば、機械
 だけだと、1人として利用する
 ならばあんまり機械ではないうと、
 かえって年寄りの農家が多いため、この
 機械にふり回わされてしよって、機
 械の發揮はできなうんだという考え方
 をもってあった訳なんです。しかし先きを
 申し上げましたように、去年も運搬人が
 それをケツビキして、確実にその業務を
 遂行するならばかえって年寄りには運搬
 のらくにはなるということをはっきりい
 えると思えます。しかし今年この陳情書
 をもらうして、その後から色々調べて見
 たんですけれども、これは、この陳情書の
 内容から見て、非常に漠然として、この
 労務者の問題とか、又はトコ当りの積
 込料の問題、値段の問題、又は、先き

から皆様でお話しがあるように陳情書
 者が26名の連名であり、この原料手
 負さん方がその中に入ってあると、非
 常に相手がつかぬと云うことでは迷
 ったことである。それで私等とし
 ては、その運搬人の積込手数料はト
 当りいくらするか。又はどういったこ
 題の問題まで一応どういった陳情資料
 として、必要でありませぬかと。まだどう
 いったことか私には聞きまじいけれど、
 まだ決定はしてない。それで購入し
 て、時算でしか、それは解らんてしよう
 いう合意でござります。それでこっち
 してどうするかは、まだ決定はして
 ありません。

7 番

話しによりますと、ある原料委員の
 話しによりますと、本市にキビ運搬の車
 が7台あります。

そこで1台につき積込機1台を
 付けて、キビトト当りくらと云うふう
 に生産農家から引き取って運搬する
 うような話しであります。この条件
 から見た場合には、生産農家として、
 大変...条件じやないかと思つて
 ありますが、そこで今先課長が
 話しがありました通りこのト
 当りの賃金が解らぬ
 こと。と云うことは、(取りか
 ねない) 大変農

家として、便利ではあるんだが、(かし生
産の(聴取不能)) "それにして是非
この器具は、今後必要の必要な器具だ
と認めておきますので、その辺是非補助
を与えても(聴取不能)、管理の面が
ござりますか、管理の面は、原料委員
が管理することには、大変適当い
やないかと思っております。原料委員は
各庄一人としように生産キロ数に對
する(聴取不能)と思っております
で、原料委員が管理することには、適当
いやないかと思っております。

農林課長

原料委員の問題でなければ、この
原料委員は、部落によっては、一人
を任せれば、中には、3名のところもあ
ります。部落によっては、例えば長田庄
の場合は、3名を任せれば、その
3名のうち誰か責任もつて、その
か、又、問題になってくると思っております。

夕番

その辺は原料委員の問題いやな
"ですか。

農林課長

いや、補助する以上で可ね、こつち
も、補助する以上、誰か責任もつと

ハうとニうまで来て初めて補助はできるかと思つます。そういつた具でもどこに対象して、どうするといふ確定は、決定はしてありませぬけれども現在の立場として、農協が妥当ではないかといふ考え方をもちてあります。

7番

あとノ具お聞きしますが、担当課長として、是非この器具は、キビ作農家として、必要であるといふことは認めますか。

農林課長

はい、必要だといふことは認めます。

7番

はい、解りました。

8番

今先の農林課長の説明によりますと、前にノ台は買った人だが、それを利用するに当たりましたと、それで売買しようといふところまで来ておつたといふような説明でござつます。そこで委員会としては、農林課長の指示を求めて、あつた調査を行なつて、あつたようでござつますか、その具につきて、今後十分利用価値ができればと決定されておつた

す。考えておられました。委員会として、

経済民生委員長

お答え申し上げます。課長を参事人として、出席を求め、事情聴取したのであります。4.54年前、年寄りか買われて、發揮できないという事も先程課長からいわれた通りであります。その面を今後陳情者に対して申し上げますと、相当機械も改造されてあるということであり、又今後の場合には、あくまで出荷業者と運搬業者と提携してやるので、さういう懸念はないうことと我々としても全会一致でこれは奨励すべきものであると購入すべきものであるとさうふうにして、労力の軽減をはかるべきであるということと決定してあります。

お着

当局としても4.5年前の機械よりは、改善されてあるということも十分知つておられますか。それと又現時点にあつては、十分その機械をやって十分利用できるとさうするは当局は考へ方た立っておられますか。

経済民生教育委員長

先程課長の答弁したように今キビ積込者が、その機械を使って動力を使つてやれば、高度に活用できるのではなかつたかと、先程課長はさういふ趣旨の答弁をしてゐたと思つてゐりますが。

8番

委員長の答弁からは確答が得られぬので、さう一回農林課長の答弁を聞かせてさういふと思つます。先程のク番議員に答弁なされたのは、"ゆるる4.5年前に1台は購入した人が、十分その機能を發揮することができなかつたといふことではございりますが、現時点に於ては、業者からの説明を求めますと、委員会としては、よとめたところ機械そのものを前よりも相当改造されてゐるといふような話してございしますが、この時点に立ちまして、現時点では十分補助をして、この機械購入をさせて十分機能を發揮できるといふふうにお考えになつてゐるのでしょうか。

それとも現時点に於ても前みたよりの補助を与えて器具購入をさせても、その器具はかえつて無用の長物になるのだといふようなお考えに立つてゐるのか。その辺はつきりお答之願ひたいと思つます。

農林課長

お答えいたします。この問題についてはこの陳情書は、一応うけて、その後購買部長からこの陳情の内容についてはある程度聞いておられますけれども具体的にそのトシ当りいくらとか、そういった色んなものが出てこね、限りの農器具を補助して直接に十分活用できるというお答えは、しかねると思えます。そういった細々の問題まで聞き取れてからその問題はお答えしたと、現時点ではできるだろうとしか云えなると思えます。

8番

農林課長は、7番議員の質疑に対して4、5年前はそういうふうにあった。その後であらゆるところから検討をしてあると、うふうにお答えになりましてあね。その検討の結果ではどうですか。

農林課長

機械そのものは、よくなっております。

8番

「や、農家にとって、買った方が」の、それとも買わせな」で、このうしろに多額の金を補助するよりは、現時点の方がかえって「人々だ」というふうな考え、ておられるのか。

農林課長

農家にあっては若しその入ったグループであれば、十分活用できるけれども、そのグループにあって、年寄りばかりの場合には、非常に無理だと思っております。しかし今のように入人できるならば、ある程度可能だと思っております。

8番

当局にも陳情をいつてありますか。

農林課長

はい、来てあります。

8番

そういう場合には、今の課長の受けか
らなければ、若しそのは活用できる人だが
年寄りの方の場合には、これは活用できぬ
と、うようなお考えのようですか。そうな
った場合には、一律にこれは保留させて
と、うことは、これはいいと、うことに
なる訳ですね。そういう場合に当局にも
陳情が参つてあるならば、当然当局とし
てもその陳情の趣旨内容がどういったこと
を、わける陳情者から聞かなくては、
それに対して又、聞かなくてもその陳情
に対してどうすればいいかと、うふうに検
討されてあると思えます。そこで当局とし
ては、検討した結果、ほんとうに、わける

運営面に十分考慮すれば利用価値があるというふうに見えるか、それともそういう機械を購入しても操作関係で色々むづかしいから、結局前みたようにただ購入してあつて操作がむづかしいか否かむづかしいかで、か之つて別の方に予算をかした方が"と"というふうに見えるか。運営にあつては、貴方がたが内題ですから運営面を十分"か"するならば購入した方が"と"いう考えをもつておられるか。"と"。

農林課長

先き説明"た"したものは、このけんびき車をつかぬ"て"年寄りグループと若"者"が入つて"る"場合には、若"者"の場合は利用できるんだけれども年寄りよかせの場合には、利用できる"と"いうことでありませう。それで今度は、この陳情から見ただ場合には、けんびきでありますので、けんびきさせますので、年寄りでもこの運転手自体が若"者"のものか"つ"てありますので十分活用できると"う"こと。"と"。

2番

私はその陳情の趣旨に於て、説明してありますから陳情のけんびきであるならば、けんびきである"と"いう立場で答えて、下"さ"。"と"。

農林課長

4.5年前の話まで出たよんでから。

8番

貴方が言った人ですよ。4.5年前は役に立たなかったと言った人だから、そんなら必要はないんだと、役に立たないものを補助して買わしたらいいかんですよ。そこで議会としてもそういう事例があるならば我々聞いて、採択の寸前ですよ。もしそういうことであれば採択しては「かな」談ですよ。そういうわけだから聞いて「る」談ですよ。

農林課長

本陳情の内容から人がきくならばある程度可能性は十分みて「人」じやないかと思「ます」。

8番

十分運営面をうまく「せば、十分發揮できると「う」お考えですよ。

農林課長

できると思「ます」。

8番

は「、」終ります。

18番

ク番さんの質問の要旨の中でこの積込機を買って与えた場合にですね、キビ主から労力ができぬ。代りに1人当り「くらがは、あると」うことは事実ですが、

経済民生教育委員長

その通りです。あの程度には全部ですね。積込んでやる人でなくて、これはどうせ積込む場合のあの程度人夫を頼まなければ「かな」と、この費用を一括してやるにもその負担を負わなければ「かな」ということです。それで今先、課長からまだその値段がはつきりしないので「検討できぬ」ということですが、この値段の問題に於いては趣旨によりますと、補助してなるべくなら全額ということができますが、全額できる場合にはあの程度負担がある中で、その負担の分をこの生産者があの程度それも負担しなければ「かな」という面でのこの一応のト「当り」くらと「う」ようの負担は負わなければ「かな」ということです。

18番

大体の金額ですね。

経済民生教育委員長

それが、はつきりこの補助額の決まる人